

五條市立移住定住促進住宅「桜花住宅」

入居者募集要項

1 募集の目的

五條市立移住定住促進住宅「桜花住宅」(以下「住宅」という。)は、本市の産業の維持及び振興を図るとともに、移住及び定住を促進するため、本市に移住し、及び定住し、又はこれらを予定している者の生活の支援を行うことを目的として、令和6年4月1日に設置されたものである。

この募集要項は、住宅の設置目的に基づき、住宅への入居者の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

2 住宅の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 所在地 | 五條市霊安寺町 1867 番地 |
| (2) 名称 | 桜花住宅 |
| (3) 構造 | 鉄筋コンクリート造 3 階 |
| (4) 部屋数 | 5 部屋 |
| (5) 間取り | 3DK (15 号室、25 号室、35 号室、36 号室)
2LDK (16 号室) |
| (6) 施設管理者 | 五條市 |
| (7) 住宅使用料 | 30,000 円/戸 (1 か月) |
| (8) 駐車場利用料 | 3,000 円/台 (1 か月) ※利用する場合のみ |

3 住宅の間取り内容

(1) 3DK

- | | | |
|-----|-----|---------------|
| 和 室 | 6 帖 | 2 部屋 |
| 洋 室 | 6 帖 | 1 部屋 |
| 台 所 | 9 帖 | 1 部屋 |
| 浴 室 | 1 室 | |
| 脱衣室 | 1 室 | (洗濯機設置スペースあり) |
| トイレ | 1 室 | (洋式) |

(2) 2LDK

- | | | |
|-----|------|---------------|
| 和 室 | 6 帖 | 1 部屋 |
| 洋 室 | 6 帖 | 1 部屋 |
| 台 所 | 15 帖 | 1 部屋 |
| 浴 室 | 1 室 | |
| 脱衣室 | 1 室 | (洗濯機設置スペースあり) |
| トイレ | 1 室 | (洋式) |

4 住宅の標準設置設備

1. キッチン (コンロは IH)
2. 洗面台

3. トイレ（洋式）
4. ガス給湯器
5. バス
6. インターホン
7. 照明（各部屋）
8. 換気扇（各部屋）
9. テレビアンテナ端子（各部屋）
10. 電話モジュラープラグ（2 か所）
11. コンセント（各部屋 2 か所以上）

※上記以外に必要な設備は入居者負担で設置すること。

※エアコン設置についてのコンセント、配管を通す穴の工事済み。

※Wi-Fi、インターネット環境なし。（回線工事不可）

5 入居者の資格

住宅に入居できる者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。ただし、市長が特別な事由があると認めた者については、この限りでない。

- (1) 住宅に入居する者及び同居しようとする者が、入居の申込みの時点において市外に在住し、かつ、入居決定時に五條市に住民登録ができる者であること。ただし、次のア～ウのいずれかに該当する者については、この限りでない。

ア. 入居申し込み時点で市外に在住する者と五條市立西吉野農業高等学校の生徒で構成する同居の家族

イ. 五條市立西吉野農業高等学校の卒業生

ウ. 農繁期に市内で短期的に雇用される農業従事者（以下「短期雇用就農者」という。）

- (2) 生計を維持する者が市内又は近隣市町村に就労し、又は就労を予定していること。
- (3) 住宅に入居する者及び同居しようとする者が、国税、地方税を滞納していない者であること。
- (4) 住宅に入居する者又は現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

6 入居の基本条件

入居条件及び入居期間は、以下のとおりとする。

- (1) 入居の期間は、居住した日から 3 年間とする。ただし、自己都合で退去した場合は、退去日までとする。
- (2) 五條市立西吉野農業高等学校の生徒及びその家族は、当該生徒が高校に在籍している間、3 年間の期間を超えて入居できる。
- (3) 五條市立西吉野農業高等学校の生徒及びその家族以外の募集は、原則として年 1 回行うこととする。ただし、住居が満室の場合は、募集を行わない。
- (4) 入居状況により随時募集を行うことがある。

7 禁止事項

(1) 以下の（ア）～（オ）に該当する周辺の環境を乱し、他に迷惑を及ぼす行為

（ア）敷地内喫煙

（イ）ペットの飼育

（ウ）飲酒等により近隣に迷惑を及ぼすこと

（エ）原則、同居者以外の者の宿泊

（オ）その他市長が不相当と認めること

(2) 住宅の用途外使用

(3) 住宅の模様替え及び増築

上記に該当する行為をした場合は退去処分となることがある。

8 個人情報の保護

入居申込に当たり、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令（以下「個人情報保護法等」という。）に基づき、五條市は個人情報の漏えいや滅失に対する防止について適切に取り扱う。

なお、提出された個人情報については、個人情報保護法等に定めがある場合を除き、目的外には利用及び提供しない。

9 入居申請手続等

申請等に関する手続きは以下のとおりとする。

(1) 入居希望者は、市が入居者募集を告知している場合、事前説明会の前日までに別添の「桜花住宅説明会参加申込書(別紙)」を市に提出した上、事前説明会に参加することができる。

(2) 入居希望者は、住宅の現地確認をすることができる。

(3) 入居希望者は、入居者募集期間内に申請に係る下記（ア）～（キ）の書類を提出すること。

（ア）入居申請書（様式第1号）

（イ）同意書（様式第2号）

（ウ）移住（定住）意思・計画書（様式第3号）

（エ）入居申請書に記載する者の住民票の写し（世帯を同じくする場合は続柄記載のあるもの）

（オ）所得に関する書類(所得証明書及び地方税等に滞納がないことを証明するもの)

（カ）就農又は就労に関する書類

（キ）その他市長が必要と認める書類

(4) 市は、提出された入居申請書及びその添付書類について申請者に説明を求めることがある。

(5) 入居の申込み数が募集する住宅の戸数を超えた場合は、書類審査に加え、面接審査で入居者の選考を行う。

10 入居者の決定及び手続等

(1) 入居が決定した場合、市から住宅入居許可書（様式第4号）で通知する。

(2) 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に下記の（ア）～（エ）に定める手

続を行うこと。

- (ア) 入居決定者と同程度以上の収入を有し、入居決定者と別の世帯に属し、国税及び地方税の滞納がない者を連帯保証人とした誓約書（様式第 5 号）を提出すること。
- (イ) 同居者がいる場合は同居承認申請書（様式第 7 号）を提出すること。
- (ウ) 入居時に敷金として住宅使用料 3 か月分（90,000 円）を納付すること。
- (エ) 駐車場を利用する場合は、保証金として駐車場利用料 3 か月分（9,000 円）を納付すること。

入居スケジュール

(1) 入居申込み

- ① 申込先 : 五條市産業環境部農林政策課
- ② 申込期間 : 令和 8 年 8 月 13 日（木）～8 月 27 日（木） 必着
- ③ 申込方法 : 上記申込先に土日及び祝日を除く午前 9 時～午後 4 時 30 分に持参、郵送又はメールすること。〔電話、FAX 等での申込は不可。〕

(2) 事前説明会

- ① 日 時 : 令和 8 年 8 月 20 日（木） 午前 10 時～
- ② 開催場所 : 五條市役所 2 階会議室（2-4）
- ③ 説明内容 : 住宅の概要、募集要項、申請手続など
※説明会終了後に住宅の見学を行う。
- ④ 参加人員 : 一申請につき 2 名までとし、入居希望者とする。
- ⑤ 申込場所 : 五條市産業環境部農林政策課
- ⑥ 申込期間 : 令和 8 年 8 月 13 日（木）～8 月 19 日（水） 必着
- ⑦ 申込方法 : 上記申込場所に土日及び祝日を除く午前 9 時～午後 4 時 30 分に桜花住宅説明会参加申込書（別記様式）を持参、郵送又はメールすること。
〔※電話、FAX 等での申込みは不可〕

1.1 その他留意事項

破損ガラスの取替え等の軽微な修繕、給水栓・換気扇・網戸、点検器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用、電気、ガス及び水道の使用料及びじんかいの処理に要する費用については、入居者負担とする。

様式第 1 号から様式第 5 号まで及び様式第 7 号については五條市立移住定住促進住宅条例施行規則（令和 6 年 3 月五條市規則第 22 号）によるものとする。

書類の提出先及び連絡先

〒637-8501 奈良県五條市岡口 1-3-1
五條市産業環境部農林政策課
[TEL:0747-22-4001](tel:0747-22-4001)（内線 284）
Mail: nousei@city.gojo.lg.jp